

平成26年第1回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p>平成25年度三鷹市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について</p> <hr/> <p>1 補正予算の内容 東京都知事の辞職に伴う東京都知事選挙を執行するための予算措置を次のとおり講じたものである。</p> <p>(1) 歳入予算 総額 64,979,519千円 → 65,046,968千円 (67,449千円増) (内訳) 都支出金 東京都知事選挙費委託金 0千円 → 67,449千円 (67,449千円増)</p> <p>(2) 歳出予算 総額 64,979,519千円 → 65,046,968千円 (67,449千円増) (内訳) 総務費 東京都知事選挙執行費 0千円 → 67,449千円 (67,449千円増)</p> <p>2 専決処分の日 平成25年12月25日</p>
2	<p>三鷹市公平委員会設置条例の廃止及び東京都市公平委員会を共同設置する団体となることに伴う関係条例の整理に関する条例</p> <hr/> <p>1 規定の整備 三鷹市公平委員会設置条例の廃止及び東京都市公平委員会を共同設置する団体となることに伴い、次の条例について、規定を整備することとした。</p> <p>(1) 三鷹市情報公開条例 (2) 三鷹市個人情報保護条例 (3) 三鷹市職員定数条例 (4) 三鷹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (5) 三鷹市職員団体の登録に関する条例 (6) 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例 (7) 三鷹市職員の給与に関する条例 (8) 三鷹市職員特殊勤務手当支給条例 (9) 三鷹市職員の労働安全衛生管理に関する条例</p>

	<p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成26年4月1日（以下「施行日」という。）</p> <p>(2) 情報公開条例及び個人情報保護条例の適用 施行日前の市政情報の公開及び個人情報の保護については、市長を実施機関として三鷹市の条例を適用し、施行日以後の公文書の公開及び個人情報の保護については、三鷹市が共同設置する東京都市公平委員会の代表団体である東京市町村総合事務組合の条例を適用することとした。</p>
<p>3</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <hr/> <p>1 適用対象の拡大 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、同法の適用対象の拡大が行われたことに伴い、次の条例（以下「各条例」という。）について、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」についても適用対象に加えることとした。</p> <p>(1) 三鷹市男女平等参画条例 (2) 三鷹市住民基本台帳に関する条例 (3) 三鷹市営住宅条例</p> <p>2 法律の一部改正に伴う用語の整理 同法の題名改正が行われたことに伴い、各条例中の引用法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めることとした。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

<p>4</p>	<p>三鷹市社会教育委員条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 社会教育委員の委嘱の基準 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正により、社会教育委員の委嘱の基準について、条例で定めることとされたことに伴い、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに一般市民の中から教育委員会が委嘱することとした。</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 平成26年4月1日</p>
<p>5</p>	<p>三鷹市障がい程度区分判定等審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 法律の一部改正に伴う用語の整理 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例題名の一部等を「障がい程度区分」から「障がい支援区分」に改めることとした。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成26年4月1日</p> <p>(2) 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正 職名を次のとおり改めることとした。</p> <p>障がい程度区分判定等審査会委員 ↓ 障がい支援区分判定等審査会委員</p>

<p>6</p>	<p>三鷹市心身障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 特定疾患手当の支給対象、支給額及び支給制限の見直し 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、障がい者及び障がい児の対象に難病患者等が加わり、障がい福祉サービス等の利用が可能となったこと等を踏まえ、次のとおり見直すこととした。</p> <p>(1) 支給対象を「市内に住所を有する者であって、規則で定める疾患を有するもの又はその保護者」から「市内に住所を有する者であって、規則で定める疾患を有するもののうち東京都難病医療費助成対象者若しくは小児慢性疾患医療費助成対象者、點頭てんかんを有する者又はそれらの保護者」に改めることとした。</p> <p>(2) 支給額を月額1万円から月額6,000円に引き下げることとした。</p> <p>(3) 支給制限の要件に市民税所得割額が13万5,000円を超えて課税されているときを加えることとした。</p> <p>2 施行期日 平成26年8月1日</p>
<p>7</p>	<p>三鷹市災害見舞金条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 見舞金の種類及び金額の見直し 死亡見舞金の金額を現行30万円（ただし、世帯主で、扶養家族を有する者は、50万円）から一律10万円に引き下げるとともに、傷害見舞金を廃止するほか、被災見舞金の金額のうち世帯人員が1人の世帯の場合に支給額を半額にする規定を削除することとした。</p> <p>2 施行期日 平成26年4月1日</p>

<p>8</p>	<p>三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 国民健康保険税の見直し</p> <p>(1) 課税限度額の引上げ 次のとおり課税限度額を4万円引き上げ、課税限度額総額を81万円とすることとした。 ア 後期高齢者支援金等課税分 14万円→16万円 イ 介護納付金課税分 12万円→14万円</p> <p>(2) 均等割額の引上げ 次のとおり均等割額を2,400円引き上げ、均等割額総額を44,800円とすることとした。 後期高齢者支援金等課税分 5,500円→7,900円</p> <p>(3) 保険税の減額 低所得者世帯に対する保険税（均等割額）の軽減について、「5割減額」の算定に世帯主を加えるとともに、「2割減額」の所得基準額について、33万円に加える額を被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円から45万円に引き上げるほか、後期高齢者支援金等課税分の均等割額の引上げに伴い、「7割減額」、「5割減額」及び「2割減額」を行う場合のそれぞれ減額する額を改めることとした。</p> <p>2 規定の整備 地方税法の一部改正に伴い、規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 1は規則で定める日、2は公布の日等</p>
<p>9</p>	<p>三鷹市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 退職報償金の支給額の改定 政令の一部改正に伴い、退職報償金の支給額を一律5万円（最低支給額20万円）引き上げることとした。</p> <p>2 施行期日 規則で定める日</p>

10	<p>東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について</p> <hr/> <p>1 保険料軽減のための負担金制度の継続 保険料の軽減措置を引き続き実施するため、平成26年度及び平成27年度の2年間の時限措置として、審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額及び葬祭費相当額を市区町村が負担することとした。</p> <p>2 施行期日 平成26年4月1日</p>	
11	平成25年度三鷹市一般会計補正予算（第5号）	別紙のとおり
12	平成25年度三鷹市一般会計補正予算（第6号）	
13	平成26年度三鷹市一般会計予算	
14	平成26年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算	
15	平成26年度三鷹市下水道事業特別会計予算	
16	平成26年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算	
17	平成26年度三鷹市介護保険事業特別会計予算	
18	平成26年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算	

○ 特記事項

- (1) 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
- (2) 教育委員会委員の任命について（1件）
- (3) 監査委員の選任について（1件）